

青森公立大学における独立行政法人日本学生支援機構奨学金返還免除候補者  
選考規程

平成21年4月1日  
規程第7号

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人日本学生支援機構法施行令(平成16年政令第2号。以下「政令」という。)第8条第2項の規定により、青森公立大学(以下「本学」という。)が独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)に対し推薦する奨学金の返還免除に関する候補者(以下「候補者」という。)の選考について、他の法令等に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(候補者)

第2条 候補者として機構に推薦することができる者は、機構の第一種奨学金の貸与を受けている本学の大学院学生のうち、当該年度中に貸与期間が終了する者であって、在学中に特に優れた業績を挙げたものとする。

(選考委員会の設置)

第3条 独立行政法人日本学生支援機構に関する省令(平成16年文部科学省令第23号。以下「省令」という。)第35条の規定に基づき、本学に青森公立大学における独立行政法人日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考委員会(以下「選考委員会」という。)を置く。

(選考委員会の所掌事項)

第4条 選考委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 政令第8条第1項の認定を受ける候補者として推薦すべき者の選考に関すること。
- (2) その他前号の選考に関し必要なこと。

(選考委員会の組織)

第5条 選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 研究科長
- (3) 事務局長
- (4) その他選考委員会が定めるところにより学長が指名する者

(委員長)

第6条 選考委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

(会議及び議決)

第7条 選考委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代

理する。

- 3 選考委員会の会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 選考委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(選考)

第8条 候補者の選考は、選考に係る学生の大学院における教育研究活動等に関する業績及び専攻分野に関連した学外における教育活動等に関する業績(機構が定める奨学規程(平成16年規程第16号。以下「奨学規程」という。)第47条第2項に定めるものをいう。)について、総合的に評価して行うものとする。

- 2 奨学規程第47条第2項に定める評価基準に基づく評価項目その他候補者の選考に関し必要な事項は、選考委員会の議を経て学長が別に定めるものとする。

(決定及び推薦)

第9条 学長は、選考委員会の議に基づき候補者を決定し、順位を付して機構に推薦するものとする。

(推薦の取消等)

第10条 学長は、前条の規定による推薦後、当該推薦した者が青森公立大学学則(平成21年規程第1号)第36条の規定による懲戒処分を受けた場合又は当該推薦した者に係る奨学金の返還免除の申請について虚偽の事実が判明した場合は、委員会の議を経てこれを取り消す。

- 2 前項の規定により推薦を取り消した場合は、速やかに候補者の次点の者を推薦する。

(候補者の選考及び推薦に係る事務)

第11条 候補者の選考及び推薦に係る事務は、事務局教務学事グループで行う。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、候補者の選考に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。